

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第3号）

件 名 教員の生徒指導に関する処分等及び職務上の不利益措置の根拠等に係る保有個人情報
情報の部分開示決定に対する異議申立ての件

開示請求年月日 平成17年12月16日、平成18年1月16日

実施機関の決定年月日 平成18年1月30日、平成18年2月28日

実施機関（担当課） 富山県教育委員会（教職員課）

決定内容 部分開示決定

非開示理由 開示請求者以外の個人情報（個人情報保護条例第15条第3号）
行政運営情報（個人情報保護条例第15条第7号）

異議申立て年月日 平成18年3月27日

異議申立ての内容 非開示とされた部分の開示を求める

諮問年月日 平成18年5月29日

答申年月日 平成18年11月8日

答申の概要

<審議会の結論>

本件異議申立ての対象となった保有個人情報の開示請求につき、

- (1) 「体罰及び暴言を加えた教員の処分について」と題する一連の決裁文書の一部を非開示とした決定及び「臨時的任用講師派遣依頼書」を非開示とした決定は、妥当である。
- (2) 勤務評定書及び勤務評定報告書を非開示とした決定については、それぞれ次の部分を開示すべきである。

ア 勤務評定書

様式の型枠（様式番号、人事秘、文書名及び各欄の記載事項を示す表示）並びに異議申立人に係る通し番号、職種区分、評定区分、評定期間、所属、職名、主な役職、氏名、性別及び年齢並びに病気休暇及び欠勤の日数並びに早退及び遅刻の回数並びに内申者又は評定者に係る評定年月日、職名、氏名及び印影

イ 勤務評定報告書

様式の型枠（様式番号、人事秘、文書名及び各欄の記載事項を示す表示）並びにページ番号、評定年月日、評定区分、学校名、校長の氏名及び印影並びに異議申立人に係る通し番号、氏名、満年齢、性別、職名、給与及び主な役職並びに病気休暇及び欠勤の日数並びに早退及び遅刻の回数

<審議会の判断>

- 1 本件保有個人情報の内容

(1) 今回の異議申立ての対象となった保有個人情報は、「体罰及び暴言を加えた教員の処分について」と題する一連の決裁文書(以下「文書1」という。)、勤務評定書(平成10年度から17年度まで。以下「文書2」という。)及び勤務評定報告書(平成10年度から17年度まで。以下「文書3」という。)並びに「昇給延伸の理由を記載した文書」(以下「文書4」という。)に記録された異議申立人に係る個人情報である。

なお、「臨時任用講師をつけた理由が記載された文書」については、実施機関の説明によれば不
存在とされている。

(2) 本審議会は、文書1から文書4までについて、実施機関から提出を受けて調査を行い、本件異議申立対象部分の記載内容(以下「本件保有個人情報」という。)を次のとおり確認した。

ア 文書1(「体罰及び暴言を加えた教員の処分について」と題する一連の決裁文書)

(ア) 「 高等学校教諭の体罰及び暴言に対する処分について」と題する文書(処分案等に係るもの。以下「文書1 - 」という。)

異議申立人以外の個人に係る氏名、処分案及び処分理由並びに異議申立人に係る評価

(イ) 「体罰及び暴言を加えた教員の処分について(通知)」と題する文書(処分内容等を校長へ通知するもの。以下「文書1 - 」という。)

異議申立人以外の個人に係る氏名、事犯の内容、処分内容及び処分理由

(ウ) 人事記録表(以下「文書1 - 」という。)

異議申立人以外の個人に係る人事記録

(エ) 「 年 科生徒 の指導過程における抗議に係る経過報告」と題する文書(以下「文書1 - 」という。)

異議申立人に係る生徒及び父親の抗議内容等、評価、授業態度及びその評価等に関する校長と生徒の会話内容並びに校長所見

これら以外の部分は、異議申立人以外の個人に関する記載である。

イ 文書2(勤務評定書)

各年度において実施機関が定めた様式の型枠並びに被評定者(異議申立人)に係る通し番号、職種区分、評定区分、評定期間、所属、職名、主な役職、氏名、性別、年齢、評定事項に係る状況・評価、総評及び特記事項並びに内申者又は評定者に係る評定年月日、職名、氏名及び印影

ウ 文書3(勤務評定報告書)

各年度において実施機関が定めた様式の型枠並びにページ番号、評定年月日、評定区分、学校名、校長の氏名及び印影、被評定者(異議申立人及び異議申立人以外の個人)に係る通し番号、氏名、満年齢、性別、職名、給与、主な役職、評定事項に係る状況・評価、総評及び特記事項

エ 文書4(「昇給延伸の理由を記載した文書」)

提出されたのは当該年度の勤務評定書である(実施機関は、その記載内容に基づき昇給延伸の

要否を検討)。したがって、以下では文書2に抱合されるものとし、文書4についての個別の検討は行わない。

(3) 本件保有個人情報について、実施機関が説明している非開示理由は、次のとおりである。

ア 条例第15条第3号(開示請求者以外の個人情報)に該当するもの

(ア) 文書1 - のうち異議申立人以外の個人に係る部分

(イ) 文書1 -

(ウ) 文書1 -

(エ) 文書1 - のうち異議申立人以外の個人に係る部分

(オ) 文書1 - のうち異議申立人に係る生徒及び父親の抗議内容等並びに授業態度及びその評価等に関する校長と生徒の会話内容に係る部分

イ 条例第15条第7号(行政運営情報)に該当するもの

(ア) 文書1 - のうち異議申立人に係る評価が記載された部分

(イ) 文書1 - のうち異議申立人に係る評価及び校長所見に係る部分

(ウ) 文書2

(エ) 文書3

2 文書1について

(1) 条例第15条第3号(開示請求者以外の個人情報)該当性

条例第15条第3号本文は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)を非開示情報として規定している。

本件保有個人情報のうち、文書1 - (異議申立人に係る評価が記載された部分を除く。)、文書1 - 、文書1 - 及び文書1 - のうち異議申立人以外の個人に係る部分は、異議申立人以外の個人に係る情報であり、異議申立人に係る情報は含まれていないことが認められる。また、文書1 - のうち異議申立人に係る生徒及び父親の抗議内容等並びに授業態度及びその評価等に関する校長と生徒の会話内容に係る部分は、異議申立人に係る保有個人情報ではあるが、異議申立人以外の個人に係る情報であって異議申立人以外の特定の個人を識別できるものであり、条例第15条第3号ただし書にも該当しないことから、同号の開示請求者以外の個人情報に該当するものと認められる。

(2) 条例第15条第7号(行政運営情報)該当性

条例第15条第7号は、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれその他当該事務又は事

業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示情報として規定している。

人事管理の公正かつ円滑な運営を確保するためには、評価の対象となる教員に関するありのままの情報が寄せられることが必要不可欠であり、このような情報には、被評価者本人に開示することを予定していない情報が含まれていることもあり得ると考えられる。

人事評価に関する情報が開示されることとなれば、評価される側の教員の認識と評価者との認識の間に根本的な不一致があった場合、どうしても本人が納得できないとして、両者において対立が生じ、学校運営に支障を及ぼすことも予想し得るところである。さらに、評価者は、評価の内容がそのまま評価される側に伝わることに対する配慮や、当該教員との関係を悪化させることを嫌うあまり、否定的な評価についてありのままに表記することを差し控えたりするなどの事態が生ずることが予想され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

本件保有個人情報のうち、文書 1 - の異議申立人に係る評価が記載された部分及び文書 1 - (異議申立人の評価及び校長所見に係る部分に限る。) は、異議申立人の教員としての資質や能力に関する評価に係る情報であり、条例第 15 条第 7 号に該当するものと認められる。

3 文書 2 及び文書 3 について

本件保有個人情報のうち、文書 2 は異議申立人に係る勤務評定表の個表、文書 3 は異議申立人以外の教員分と併せたその総括表であるので、併せて検討する。

(1) 条例第 15 条第 7 号 (行政運営情報) 該当性

条例第 15 条第 7 号該当性の考え方については、上記 2 (2) で述べたとおりであるが、文書 2 のうち評定事項、総評及び特記事項の欄に記載された異議申立人の評価に係る部分並びに文書 3 のうち当該部分に対応する部分は、異議申立人の教員としての資質や能力に関する全体的な評価や人物評価に係る情報であり、実施機関が説明しているとおり、同号の行政運営情報に該当するものと認められる。

また、文書 3 のうち、列挙された異議申立人以外の被評定者に係る情報については、異議申立人に係る保有個人情報とは認められないから、条例第 15 条各号の該当性について判断するまでもなく、開示できないことは明らかである。

しかしながら、文書 2 及び文書 3 について、実施機関がこれら以外の部分についても同じく行政運営情報に該当することを理由に非開示としていることには、次のとおり疑義がある。

文書 2 には、上記の異議申立人の評価に係る情報のほか、様式の型枠 (様式番号、人事秘、文書名及び各欄の記載事項を示す表示) 並びに異議申立人に係る通し番号、職種区分、評定区分、評定期間、所属、職名、主な役職、氏名、性別及び年齢並びに病気休暇及び欠勤の日数並びに早退及び

遅刻の回数並びに内申者又は評定者に係る評定年月日、職名、氏名及び印影が記載されており、このうち、異議申立人に係る通し番号から遅刻の回数までの情報は、評価の要素を含まない事実に係るものである。また、その他の情報について、実施機関は、日々の勤務状況を的確に把握するには、評価されることを過剰に意識しないありのままの状態の評価を行うことが望ましいため、評定者の人数や評定要素等の評定方法については、従来からその様式自体を被評定者に秘匿している旨主張しているが、これらの内容は、概括的かつ一般的で誰もが容易に想定できるものであり、また、富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年富山県条例第 5 号）第 6 条に基づき、既におおむね公表されていることが認められる。したがって、これらのいずれの情報についても、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、文書 3 には、上記で行政運営情報に当たるとした部分及び異議申立人に係る保有個人情報ではないとした部分のほか、様式の型枠（様式番号、人事秘、文書名及び各欄の記載事項を示す表示）並びにページ番号、評定年月日、評定区分、学校名、校長の氏名及び印影並びに異議申立人に係る通し番号、氏名、満年齢、性別、職名、給与及び主な役職並びに病気休暇及び欠勤の日数並びに早退及び遅刻の回数が記載されているが、文書 3 は、複数の被評定者に係る文書 2 の総括表であり、記載内容も文書 2 を転記したものであることから、これらについても、文書 2 と同様、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

（ 2 ） 条例第 15 条第 3 号（開示請求者以外の個人情報）該当性

文書 2 及び文書 3 については、上記（ 1 ）で検討したとおり、その一部については行政運営情報に該当しないものと認められるため、当該部分の条例第 15 条第 3 号（開示請求者以外の個人情報）該当性について検討する。

上記（ 1 ）で述べたとおり、文書 2 には内申者又は評定者の職名、氏名及び印影が、文書 3 には校長の氏名及び印影が記載されており、これらは同号本文の「開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるもの」に該当する。しかし、同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（中略）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨定めており、これらの情報はこのただし書ウに該当するものと認められるので、開示すべきである。

4 「臨時的任用講師をつけた理由が記載された文書」の不存在について

標記文書については、異議申立人の主張を踏まえた上で、本審議会において実施機関から次のように説明を受けた。

臨時的任用講師の配置については、毎年度、各学校の正規教員の異動が確定した 3 月末に、当該学校の教科別必要授業時間数のうち正規教員では不足する授業時間数について、校長から各学校の実情

についてヒアリングを行い、その結果を踏まえ、予算や教員定数、県立学校全体のバランスを考慮の上、実施機関において、どの学校に臨時的任用講師を配置するかを調整して決定することとされている。したがって、年度当初からの臨時的任用講師については、派遣依頼書に相当する文書は作成されていない。

これらの説明に特に不自然な点は見受けられず、当該文書は、不存在であるものと認められる。

別記

審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成18年 5月30日	諮問書を受理
平成18年 6月 1日	諮問実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成18年 6月19日	非開示理由説明書を受理
平成18年 6月20日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成18年 7月14日	異議申立人の意見書を受理
平成18年 7月28日 (第16回審議会)	諮問事案の概要説明・審議
平成18年 8月30日 (第17回審議会)	実施機関の職員から非開示理由説明を聴取 異議申立人から意見を聴取 審議
平成18年10月 4日 (第18回審議会)	審議
平成18年11月 8日 (第19回審議会)	審議・答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	役職名	備考
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士 金沢大学法科大学院教授	会長
堀 内 道 子	前富山県婦人会会長	
森 田 外 治	元城端町助役	